

平成 29 年 7 月 19 日

各 位

ベンチャーファンド発行者名	ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人
	(コード：8721)
代表者の役職・氏名	執行役員 西川 卓男
資産運用会社名	SBIアセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
連絡先担当者名	商品企画部 富重、中村
連絡先 TEL	03-6229-0180

平成 29 年 7 月 19 日投資主総会決議事項に関するお知らせ

平成 29 年 7 月 19 日開催の投資主総会において、下記の事項が承認可決されましたのでお知らせいたします。
本件を受け、本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第 143 条の定めに従い、平成 29 年 7 月 30 日の 24 時をもって解散し、翌日付で清算手続を開始する予定です。

記

決議事項

第1号議案:本投資法人解散の件

本件は、原案どおり承認可決され、本投資法人は平成 29 年 7 月 30 日 24 時に解散いたします。

第2号議案:規約一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更内容は以下のとおりです。

- ①本投資法人が解散し、清算手続を開始することに伴い、本投資法人が負担すべき解散、清算および残余財産の分配に関する費用が現行規約に明示されていないため、これらに関する費用の負担について所要の変更を行うものです。

規約：第 33 条(諸費用の負担)

- ②解散後の清算投資法人の機関、残余財産の分配、清算事務の委託等に関する規定を新たに設け、残余財産の分配から清算に至るまでの本投資法人の運営、事務手続等々を明示するものです。

投資法人は、解散後、投資主総会のほか、清算執行人、清算監督人および清算執行人と清算監督人で構成される清算人会ならびに会計監査人を機関として設置し、清算終了に至る一連の手続きを実行します。清算執行人は資産運用に関する業務を終了させ、債権債務を整理した後、投資主の皆様へ残余財産を分配します。清算監督人は清算執行人の職務執行を監督します。また、清算執行人は、清算投資法人の財産の現況調査を行い、解散日における財産目録および貸借対照表を作成し、会計監査人の監査を受け、清算人会に提出し、その承認を受けることとなります。

以上の手続きを経て残余財産が確定したときは、清算投資法人は、投資主の皆様に対する残余財産の割り当て等に関する事項について清算人会で決議し、投資主の皆様へ保有投資口の口数に応じて残余財産の分配^(注)を行います。

清算事務の終了時には、清算投資法人は会計監査人による会計監査を受けた決算報告書を作成し、清算人会に提出し、その承認を受けることとなります。そのうえで清算執行人は、投資主の皆様へ清算事務が終了した旨を通知します。(投信法第 150 条の 2 ないし第 163 条)

なお、本投資法人の解散後の清算事務につきましては、投資主名簿等管理人業務と残余財産分配業務等

を一般事務受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社が引き続き業務受託し、その他各種の清算事務を受託する SBI アセットマネジメント株式会社とともに、清算執行人を補佐します。

規約規定の新設：第 8 章 清算

- 第 34 条 (清算投資法人の能力)
- 第 35 条 (投資主総会以外の清算投資法人の機関等)
- 第 36 条 (清算人等の就任)
- 第 37 条 (清算執行人および清算監督人の報酬および支払いの時期)
- 第 38 条 (最終の営業期間および清算期間における会計方針)
- 第 39 条 (最終の営業期間における運用資産に関する報告等)
- 第 40 条 (財産目録および貸借対照表)
- 第 41 条 (残余財産の分配)
- 第 42 条 (未払分配金の供託)
- 第 43 条 (決算報告の作成および清算事務終了の通知)
- 第 44 条 (解散後の一般事務受託者および清算事務受託者)

第3号議案:執行役員1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、西川 卓男氏が選任されました。

なお、本議案における執行役員の任期は、平成29年7月19日から平成29年11月4日となります。

(ご参考)

規約変更の内容につきましては別紙をご参照願います。

(注) 残余財産の分配の時期とお支払いに関する今後の予定について

(1) 分配の時期

残余財産のお支払時期は、現時点では平成 29 年 11 月中旬頃を想定しております。

(2) 残余財産のお支払額について

現在の純資産額より、経常的な運営費用および清算に関する費用等を控除した額を原資とし、清算人会の決議に基づき投資主の皆様への保有投資口の口数に応じて支払いを行います。

本投資法人が清算までに要する費用につきましては、解散時までの経常費用に加え、清算期間における一般事務委託手数料(残余財産の分配に係る金融機関への支払手数料等を含む)、清算事務委託手数料を主体に、会計監査報酬や監督役員報酬等を含め、現時点で 4,500 万円(税込)程度(一口当たり 90 円~100 円程度)を想定しております。

※ 以上の想定額は、あくまでも本投資法人の直近の純資産残高等をもとに想定した見積に基づく数値であり、その正確性を保証するものではなく、実際額とは異なります。

本資料に基づいて投資を行った結果、投資主の皆様への何らかの損害が発生した場合でも、理由の如何を問わず、本投資法人は責任を負いません。投資にかかる最終決定は、投資主の皆様ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(別紙)

新設する条文および規約変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
クローズド・エンド型証券投資法人 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人規約	クローズド・エンド型証券投資法人 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人規約
第1章 総 則 (略)	第1章 総 則 (略)
第2章 投資口 (略)	第2章 投資口 (略)
第3章 資産運用 (略)	第3章 資産運用 (略)
第4章 資産評価および金銭の分配 (略)	第4章 資産評価および金銭の分配 (略)
第5章 投資主総会および役員会等 (略)	第5章 投資主総会および役員会等 (略)
第6章 会計監査人 (略)	第6章 会計監査人 (略)
第7章 その他 (諸費用の負担)	第7章 その他 (諸費用の負担)
第33条 本投資法人は、運用資産に関する租税、 一般事務受託者が本投資法人のために投資 主等へ発送する郵便物の郵送料、一般 事務受託者および資産保管会社が本投資 法人の指示により作成した報告書に要す る費用ならびに一般事務受託者および資 産保管会社に発生した費用のうち本投資 法人が承認したものを負担するものと します。	第33条 本投資法人は、運用資産に関する租税、 一般事務受託者が本投資法人のために投 資主等へ発送する郵便物の郵送料、一般 事務受託者および資産保管会社が本投資 法人の指示により作成した報告書に要す る費用ならびに一般事務受託者および資 産保管会社に発生した費用のうち本投資 法人が承認したものを負担するものと します。
② 前項に加え、本投資法人は、次に掲げる 費用を負担するものとします。	② 前項に加え、本投資法人は、次に掲げる 費用を負担するものとします。
1. 投資口又は新投資口予約権の発行 に関する費用	1. 投資口又は新投資口予約権の発行 に関する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、 半期報告書および臨時報告書の作 成、印刷および提出に係る費用	2. 有価証券届出書、有価証券報告書、 半期報告書および臨時報告書の作 成、印刷および提出に係る費用
3. 投資法人説明書(目論見書) および 販売資料の作成、印刷および交付に 係る費用	3. 投資法人説明書(目論見書) および 販売資料の作成、印刷および交付に 係る費用
4. 計算書類、資産運用報告等の作成、 印刷および交付に係る費用	4. 計算書類、資産運用報告および金銭 の分配に係る計算書ならびにこれ らの附属明細書、解散日における財 産目録および貸借対照表、清算事務 終了時に作成する決算報告および 清算事務終了通知その他法令で作 成を義務付けられている書類等の 作成、印刷および交付に係る費用
5. 投信法第 201 条の規定に基づく特	5. 投信法第 201 条の規定に基づく特

- 6. 定資産の価格等の調査に係る費用
公告に係る費用および広告宣伝等
に係る費用
- 7. 投資主総会等の開催に伴う諸費用
- 8. 本投資法人の法律顧問、税務顧問お
よび鑑定評価人等に対する報酬お
よび手数料
- 9. 株式等の売買委託手数料、先物取引
やオプション取引等に要する費用
- 10. その他前各号に付随または関連す
る費用

第8章 (新設)

以 上

- 6. 定資産の価格等の調査に係る費用
公告に係る費用および広告宣伝等
に係る費用
- 7. 投資主総会等の開催に伴う諸費用
- 8. 本投資法人の法律顧問、税務顧問お
よび鑑定評価人等に対する報酬お
よび手数料
- 9. 株式等の売買委託手数料、先物取引
やオプション取引等に要する費用
- 10. 本投資法人の清算および残余財産
の分配に関する費用
- 11. その他前各号に付随または関連す
る費用

第8章 清算

(清算投資法人の能力)

第34条 本投資法人は、解散後、清算をする投
資法人（以下「清算投資法人」とい
います。）として、清算の目的の範囲内
において、清算が終了するまでの間、
存続するものとし、新たな投資および
運用は行わないものとします。

(投資主総会以外の清算投資法人の機関等)

第35条 本投資法人は、解散後、清算執行人、
清算監督人、清算人会および会計監査
人を清算投資法人の機関として設置
します。

- ② 本投資法人の解散後、第1条、第3条、
第4条、第5条、第7条、第8条、第
27条ないし第29条、第32条、第33
条および第38条については、「本投
資法人」、「執行役員」、「監督役員」お
よび「役員会」をそれぞれ「清算投資
法人」、「清算執行人」、「清算監督
人」、「清算人会」に読み替えるもの
とします。

(清算人等の就任)

第36条 本投資法人が解散した場合、執行役員
は清算投資法人の清算執行人とな
ります。

- ② 本投資法人が解散した場合、監督役員
は清算投資法人の清算監督人とな
ります。
- ③ 本投資法人が解散した場合、会計監査
人は清算投資法人の会計監査人とな
ります。

(清算執行人および清算監督人の報酬および支払
いの時期)

第37条 清算執行人は無報酬とします。

- ② 清算監督人の報酬額は、105万円とし

ます。(振込手数料は本投資法人の負担とします。)

- ③ 前項の清算期間中の報酬は、本投資法人の解散後に官報に公告する債権者が債権を申し出るべき期間の経過後、5営業日以内に支払うものとします。

(最終の営業期間および清算期間における会計方針)

第38条 最終の営業期間および清算期間における会計方針については別途役員会にて定めるものとします。

(最終の営業期間における運用資産に関する報告等)

第39条 清算投資法人が一般事務を委託する一般事務受託者は、解散により最終の営業期間が終了したときに損益計算を行い、運用資産に関する報告書等を作成して、これを清算投資法人に提出するものとします。

- ② 清算執行人は、前項に定める報告書等に基づき、本投資法人が一般事務を委託する一般事務受託者を通じて法令に定める計算書類等を作成し、当該計算書類等を会計監査人に提出し、その監査を受けるものとします。
- ③ 会計監査人は、前項に定める計算書類等を受領した後、法令に定める監査報告書を清算執行人に提出するものとします。
- ④ 清算執行人は、第2項の計算書類等および前項の監査報告書を清算人会に提出し、その承認を受けるものとします。
- ⑤ 清算投資法人は、第2項の計算書類等および第3項の監査報告書を、法令に定めるところに従い、清算投資法人の本店に備置き、閲覧に供するものとします。

(財産目録および貸借対照表)

第40条 清算執行人は、その就任後遅滞なく、清算投資法人の財産の現況を調査し、解散日における財産目録および貸借対照表(以下「財産目録等」といいます。)を解散後の清算事務を委託する一般事務委託者を通じて作成するものとします。

- ② 清算執行人は、前項に定める財産目録等を会計監査人に提出し、その監査を受けるものとします。
- ③ 会計監査人は、前項に定める財産目録等を受領した後、法令に定める会計監査報告書を清算執行人に提出するもの

とします。

- ④ 清算執行人は、第1項の財産目録等および前項の会計監査報告を清算人会に提出し、その承認を受けるものとします。

(残余財産の分配)

第41条 清算投資法人の残余財産の分配は、金銭により行うものとします。また、清算人会の決議により、別に定める基準日現在の投資主名簿に記録のある投資主または登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数または登録投資口質権者の有する質権の目的である投資口の口数に応じて分配するものとします。

(未払分配金の供託)

第42条 残余財産の分配の支払開始日から3か月経過後、投資主が残余財産の受領を拒み、またはこれを受領することができないときは、清算投資法人は、残余財産の分配金を供託することができるものとします。清算投資法人が過失なく投資主を確認することができないときも、同様とします。

(決算報告の作成および清算事務終了の通知)

第43条 清算投資法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、決算報告を解散後の清算事務を委託する一般事務受託者を通じて作成するものとします。

- ② 清算投資法人は、前項に定める決算報告を会計監査人に提出し、その監査を受けるものとします。
- ③ 会計監査人は、前項に定める決算報告を受領した後、法令に定める会計監査報告を清算投資法人に提出するものとします。
- ④ 清算執行人は、第2項の監査を受けた決算報告および前項の会計監査報告を清算人会に提出し、その承認を受けるものとします。
- ⑤ 前項の承認を受けたときは、清算執行人は遅滞なく投資主に清算事務が終了した旨の通知を行うとともに第1項の決算報告および第3項の会計監査報告を提供するものとします。

(解散後の一般事務受託者および清算事務受託者)

第44条 清算投資法人は、清算事務を以下に記載する者に委託するものとし、その名称、住所、委託すべき業務の内容および報酬について以下のとおりとしま

す。

1. 一般事務受託者

(1) 名称…三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(2) 住所…東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

(3) 委託すべき業務の内容…

i 発行する投資口の名義書換に関する事務

ii 投資証券の発行に関する事務

iii 機関（投資主総会、清算人会）の運営に関する事務

iv 投資主に対し残余財産の分配をする金銭の支払いに関する事務

v 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務

vi 計算に関する事務

vii 会計帳簿の作成に関する事務

viii 納税に関する事務

ix 投資主等の個人番号および法人番号の収集及び登録に関する事務

x 投資主等の個人番号および法人番号の保管、利用および廃棄または削除に関する事務

x i 清算に関する事務

x ii 供託に関する事務

x iii 上記各業務に付随する事務

(4) 報酬の計算方法ならびに支払の時期および方法…

i (3) i から x i 及び x iii に係る清算事務委託報酬として、清算に関する費用を含め、金 828 万 7 千円を本投資法人の解散後に官報に公告する債権者が債権を申し出るべき期間の経過後、5 営業日以内に一般事務受託者の指定する口座へ振り込む（振込手数料は清算投資法人の負担とします。）ものとします。

ii (3) x ii の供託に関する事務委託報酬として、残余財産の分配に関する金融機関手数料を含め、以下の料率で計算して得た金額を、証券保管振替機構より残余財産分配に係る基準日現在の総投資主通知を受領した後、直ちに一般事務受託者に算定させ、その内容を精査し、一般事務受託者の指定する口座へ振り込む（振込手数料は清算投資法人の負担とします。）ものとします。

イ. 分配金の払出手数料件数対応分領収証の発行 1 件につき 5 円

	<p>ロ. <u>分配金の払出手数料金額対応分領収証の発行金額の1,000分の8.22円</u></p> <p>ハ. <u>分配金の振込手数料(3万円以上)分配金の振込み1件につき162円</u></p> <p>ニ. <u>分配金の振込手数料(3万円未満)分配金の振込み1件につき117円</u></p> <p>ホ. <u>分配金のゆうちょ現金払出証書の発行1件につき411円</u></p> <p>iii <u>iの報酬にかかる消費税等は、清算投資法人が報酬にあわせて支払うものとします。</u></p> <p>iv <u>iiの報酬に係る料率は、消費税等を含む金額とします。</u></p> <p>2. <u>清算事務受託者</u></p> <p>(1) <u>名称…SBIアセットマネジメント株式会社</u></p> <p>(2) <u>住所…東京都港区六本木一丁目6番1号</u></p> <p>(3) <u>委託すべき業務の内容…</u></p> <p>i <u>清算投資法人の現務の終了に関する事務</u></p> <p>ii <u>清算投資法人の債権の取立ておよび債務の弁済に関する事務</u></p> <p>iii <u>清算投資法人の清算に関する1.(3)の各業務に付随する事務</u></p> <p>iv <u>清算投資法人の清算に関するその他の事務</u></p> <p>(4) <u>報酬の計算方法ならびに支払の時期および方法…</u></p> <p>i <u>清算事務委託報酬として、清算に関する費用を含め、金450万円を本投資法人の解散後に官報に公告する債権者が債権を申し出るべき期間の経過後、5営業日以内に清算事務受託者の指定する口座へ振り込む(振込手数料は清算投資法人の負担とします。)ものとします。</u></p> <p>ii <u>iの報酬にかかる消費税等は、清算投資法人が報酬にあわせて支払うものとします。</u></p>
<p>資産運用の対象および方針(略) 資産評価の方法及び基準(略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>資産運用の対象および方針(略) 資産評価の方法及び基準(略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上